

防人給第6894号
令和5年3月28日

大臣官房秘書課長
防衛大学校総務部総務課長
防衛医科大学校事務局総務部総務課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部人事教育課長
陸上幕僚監部人事教育部厚生課長
海上幕僚監部人事教育部厚生課長
航空幕僚監部人事教育部厚生課長
情報本部総務部長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部総務課長
防衛装備庁長官官房人事官

殿

人事教育局給与課長
(公印省略)

博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う事務官等の在職者等の号俸の決定について（通知）

標記について下記のとおり定められ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

記

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の10の規定においてその例によることとされる給実甲第1306号（博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について。以下「通知」という。）第1第1項ただし書及び第2項並びに第2第3項及び第5項に規定する事務総長の承認を必要とする場合の号俸は、次の各号に掲げる事務官等の区分に応じ、当該各号に定める号俸とすることができる。なお、次の各号に該当しないと考えられる場合又は通知第2第2項ただし書に該当すると考えられる場合は、あらかじめ照会されたい。

- (1) 初任給基準表（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第2初任給基準表をいう。以下同じ。）の試験欄の総合職（大卒）又はⅠ種の区分を適

用して職務の級及び号俸を決定された事務官等であって、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）の前日から引き続き在職する修士課程修了の学歴免許等の資格（同規則別表第3学歴免許等資格区分表に掲げる学歴免許等の資格をいう。以下同じ。）を有するもの（適用日に行政職俸給表（一）初任給基準表備考第5項等の規定（通知に規定する行政職俸給表（一）初任給基準表備考第5項等の規定をいう。以下同じ。）の適用を受けることとなった事務官等に限る。）当該事務官等と同一の年度に採用された事務官等又はその翌年度に採用された事務官等との均衡を踏まえた号俸（別紙の例(1)参照）

- (2) 初任給基準表の試験欄の総合職（大卒）又はⅠ種の区分を適用して職務の級及び号俸を決定された事務官等であって、適用日の前日から引き続き在職する修士課程修了の学歴免許等の資格を有するもの（適用日以後に行政職俸給表（一）初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなり、その後、当該適用を受けながら博士課程修了の学歴免許等の資格を取得した事務官等に限る。）博士課程修了の学歴免許等の資格を取得した日に行政職俸給表（一）初任給基準表備考第5項等の規定がないものとした場合に受けることとなる号俸の5号俸（大学6卒後のものにあつては、6号俸）上位の号俸（別紙の例(2)参照）
- (3) 初任給基準表の試験欄の総合職（院卒）の区分を適用して職務の級及び号俸を決定された事務官等であって、適用日後に異動（次号に規定する異動を除く。）により行政職俸給表（一）初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなったもの（当該異動の日昇給によりその者の受ける号俸に異動のあった事務官等であって、当該事務官等が採用日後に博士課程修了の学歴免許等の資格を取得しているものに限る。）昇給した日における昇給後の号俸の3号俸（大学6卒後のものにあつては、4号俸）上位の号俸（別紙の例(3)参照）
- (4) 初任給基準表の試験欄の総合職（院卒）の区分を適用して職務の級及び号俸を決定された事務官等であって、適用日後における俸給表の適用を異にする異動をした日に行政職俸給表（一）初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなったもの（採用日後に博士課程修了の学歴免許等の資格を取得した事務官等に限る。）俸給表の適用を異にする異動をした日に行政職俸給表（一）初任給基準表備考第5項等の規定がないものとした場合に受けることとなる号俸の3号俸（大学6卒後のものにあつては、4号俸）上位の号俸（別紙の例(4)参照）